

知財の広場

「TPP11 協定と知的財産について」

2018年3月9日に署名された「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(TPP11)が2018年12月30日に発効しました。このTPP11には、知的財産に関する要求事項もあり、今回のコラムでは、TPP11に関連して改定された知的財産法の概略の内容に関して紹介します。

特許分野

- (1) 特許期間延長制度 (2020年3月10日までに施行予定)
 - ・特許権の設定の登録が、出願日から5年または審査請求から3年のいずれか遅い日にされた場合、その特許出願の権利化までに生じた不合理な遅延につき、特許期間の延長を認める。
- (2) 新規性喪失の例外適用期間の延長 (施行済)
 - ・特許出願前に自ら発明を公表した場合に、公表日から12か月以内にした特許出願に関して、その公表の内容によって特許性の判断をしない。また、実用新案、意匠も同様に適用期間が延長されました。

商標分野

- 商標権侵害の場合の損害の額の認定基準の追加 (2018年12月30日施行)
- ・第三者が、商標権を侵害した場合、その商標権の取得、維持に通常要する費用を損害額とすることができる。

著作権分野

- (1) 著作権等の保護期間の延長 (2018年12月30日施行)
 - ・著作物に関して、原則著作者の死後70年保護される。なお、著作者が実名以外(無名・変名・団体名義等)の場合、公表後70年保護される。
 - ・実演に関して実演が行われた後70年、レコードに関してレコードの発行後70年保護される。
- (2) 著作権等侵害罪の一部非親告罪化 (2018年12月30日施行)
 - ・例えば、販売中の漫画や小説の海賊版を販売する行為、映画の海賊版をネット配信する行為をすると、あらたに、著作権者等が告訴しなくとも訴訟提起されることがあります。